

取手市埋蔵文化財センター第6回企画展

葛飾・印旛・千葉県時代の取手



平成14年2月26日(火) — 4月26日(金)

午前10時 — 午後4時30分(入館は4時まで)

入館無料 / 休館日 月曜日



葛飾県庁印 宮武外骨著「府藩県制史」より

印旛県印 宮武外骨著「府藩県制史」より



旧千葉県印 千葉県総務部文書課提供
明治6年から昭和19年まで使用



展示説明

3月9・10・21・23・24日

4月13・14日

午前11時と午後2時 予約不要
(ただし3月23日と4月13日は午前のみ)

取手市埋蔵文化財センター

〒302-0007 取手市吉田383 TEL0297-73-2010 FAX0297-73-5003

開催にあたって

この度取手市埋蔵文化財センターでは、第6回企画展「葛飾・印旛・千葉県時代の取手」が開催されることになりました。

皆様ご承知のように、11月13日は「茨城県民の日」です。これは明治4年(1871)のこの日に、水戸を県庁とする茨城県が成立したことにちなんで、昭和43年(1968)に設けられたものです。しかしこの日、現在の取手市域の村々は茨城県とはならず、同じ日に成立した印旛県の管轄となっています。印旛県は、明治6年6月15日に木更津県と合併して千葉県となり、取手市域の村々も千葉県となったのでした。ついで明治8年5月7日に、利根川が茨城県と千葉県の県境となり、ここによりやく取手市域の村々は茨城県となり、現在に至っているのです。

また印旛県の成立以前、取手市域の大部分の村々は、明治2年1月13日に成立した葛飾県の管轄となっていました。一部の村は田安藩・関宿藩・佐倉藩・高岡藩の領地でした。このうち田安藩は明治2年12月に廃藩となりましたが、その他の藩は明治4年7月の廃藩置県以降も県と名称をかえ、先に見た印旛県の成立まで存続していました。

このようなめまぐるしい県の新設・統廃合は、取手市域に限らず全国的に見られたものです。近代国家の建設に邁進した明治新政府の地方行政の試行錯誤が、反映されていたのです。21世紀の幕開けをむかえた今、近世から近代への時代の大変動期を生きた私たちの祖先の道をここでたどることは、将来への何らかの手がかりをあたえてくれることと考えます。

最後になりましたが、本企画展の開催にあたりご協力をたまわりました関係各位にたいしまして、深甚なる謝意を表して開催のあいさつとさせていただきます。

平成14年2月

取手市埋蔵文化財センター

講演会

「新撰組流山始末」

山形紘氏 流山市史編さん委員

日時 3月23日(土)

午後1時30分から3時まで

場所 埋蔵文化財センター2階講座室

定員 40名 当日受付順

歴史講座

「県境の明治維新」

埋蔵文化財センター職員

日時 4月13日(土)

午後1時30分から3時まで

場所 埋蔵文化財センター2階講座室

定員 40名 当日受付順

例言

1. このパンフレットは、平成14年2月26日から4月26日まで開催される取手市埋蔵文化財センター第6回企画展「葛飾・印旛・千葉県時代の取手」にともない、発行されたものです。
2. この企画展の企画とパンフレットの執筆・編集は、当センター職員の飯島章が担当し、その他職員の協力を得ました。
3. この企画展の開催にあたり、次の方々からのご協力とご助言をいただきました。(敬称略)

海老原祥一、海老原千義、海老原恒久、岡田利政、箇木忠良、小幡ちい、木村廉、栗原澄江、柴崎邦彦、柴原房子、菅谷義範、染野修、田中亮、寺田恂、遠山仁恵、永野三重、根本直治、野口幸子、野口恒雄、平本重喜、広瀬誠之、堀越信通、松本義男、横瀬正太郎、吉野孝雄、吉野利子、我孫子市史編さん室、印旛沼土地改良区、春日部市教育委員会、春日部市郷土資料館、佐伯市教育委員会、佐伯市総務部秘書公聴課、埼玉県立文書館、佐倉市教育委員会、佐倉市史編さん室、下総町教育委員会、下総町立歴史民俗資料館、千葉県総務部文書課、千葉県文書館、千葉県立関宿城博物館、流山市立博物館、谷和原村史編さん室

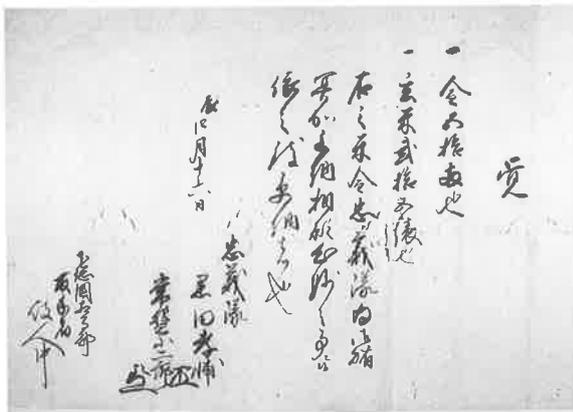
1. 慶応4年・明治元年の取手

忠義隊の横行

慶応4年(1868)4月11日、江戸城が開城され、東征軍が江戸城に入りました。そしてこの日の早朝、徳川慶喜は上野寛永寺の大慈院を出て、新たな謹慎先と定められた水戸に向かって出発します。ここに徳川政権は名実ともに崩壊して、「菊は栄えて、葵は枯れる」を象徴する一日となったのです。

しかし江戸開城を前後して、これに不満をいだく旧幕府の人々は江戸を離れ、新政府軍と一戦を交えようと各地に散っていきます。このような隊のひとつに忠義隊がありました。忠義隊は、平賀村(千葉県松戸市)の本土寺に屯集して、4月15日に取手宿に使者を送り軍資金と兵糧米の供出を強要しました。取手宿は隣村の大鹿村とともに、金50両と玄米25俵の代金36両余の計86両余を供出しました。

またこれより先の4月2日、近藤勇・土方歳三に率いられた新撰組が流山に入ります。流山に旧幕府の部隊が入ったことを察知した新政府軍は、翌3日流山を囲み近藤を捕らえます。土方は江戸へ出て近藤の救出に奔走しますが、市川国府台に集結した大鳥圭介軍に加わり、先鋒軍の副隊長となり宇都宮・日光をめざします。その途中土方は布施(千葉県柏市)で利根川を渡り、戸頭を通過して守谷・水海道・石下・下妻・下館と進んでいったのです。



慶応4年4月16日 忠義隊献金受納につき覚(根本直治家文書)



忠義隊が屯集した本土寺(千葉県松戸市)



慶応4年閏4月 太政官日誌第十三(梁野修家文書) 4月3日に大久保大和(近藤勇の別名)が、流山で捕らえられたことが書かれています。

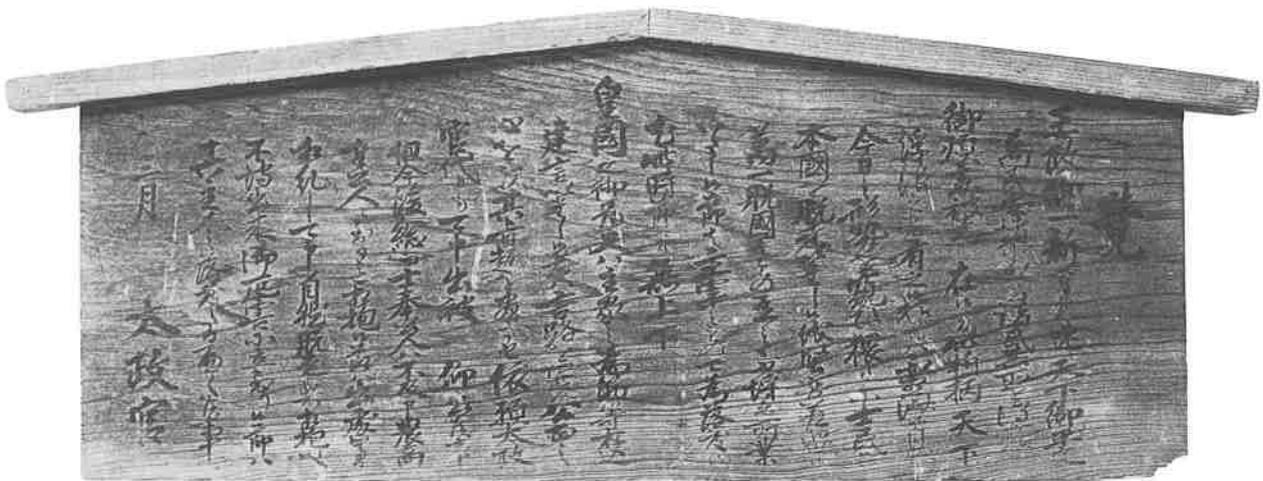


下総野鎮撫府の設置

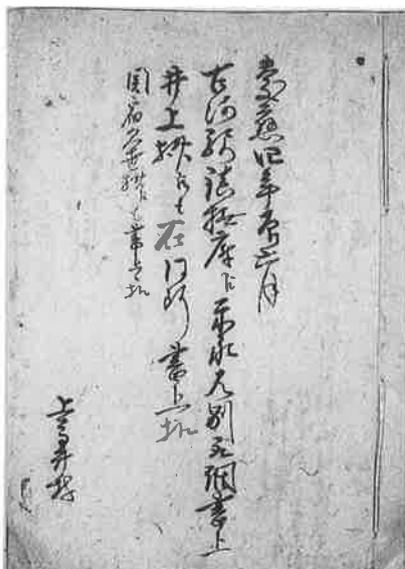
慶応4年5月3日、大総督府は神奈川裁判所副総督鍋島直大（肥前藩主）に、上野・下野二か国の賊徒の鎮圧、諸藩の監視、治安の維持などを命じています。5月7日には、肥前藩の鎮撫は下総・下野の二か国に改められ、5月22日には下総国葛飾郡古河宿に下総野鎮撫府が開かれ、6月3日には下野国河内郡宇都宮宿に移転しています。ここに取手市域の村々は、下総野鎮撫府の支配を受けることになります。

下総野鎮撫府は、管轄内の村々に対して村高・男女別人数・家数・これまでの年貢額などの調査を行います。上高井村では、6月に下総野鎮撫府あてにこれを届け出しています。また同時に下妻藩や関宿藩に対しても、同内容の書上げを提出しています。これは関4月15日に東海道鎮撫軍先鋒副総督が、下妻藩に領地近辺の治安の維持を命じていたからです。さらに下総野鎮撫府は、6月23日に下総・下野両国の郡毎に担当藩を定め、旧幕府領や旗本知行所の取締りを命じていますが、相馬郡は関宿藩の担当となりました。

このように下総野鎮撫府は、藩の政治力や軍事力を利用して民政や治安の維持を行なおうとしたのです。またこれまでの幕府の高札を撤去して、五榜の掲示などの新政府の高札に立て替えるように命じています。こうして新政府の政治が、次第に浸透していったのでした。



慶応4年3月 王政御一新の高札（梁野修家所蔵）



慶応4年3月 五榜の掲示第一札（梁野修家所蔵）

慶応4年6月 古河野鎮撫府へ米永人別取調書上、井上様へも右同断書上控、関宿久世様へも書上候控（故野口多藏家文書） 「井上様」とは、下妻藩主のことです。

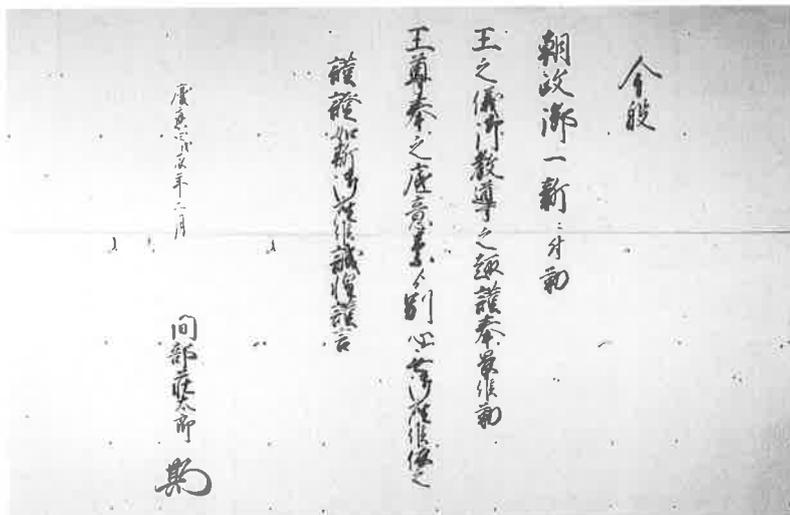
2 葛飾県の成立と展開

下総知県事の任命と肥後藩の鎮撫

下総野鎮撫府は、慶応4年7月17日に廃止されています。ついで8月4日、江戸にあった鎮将府は肥後藩に下総・常陸両国の鎮撫を命じ、8月8日には肥後藩士佐々布直武が民政局より下総知県事に任命されています。この知県事こそが、新政府が下総国に任命した最初の地方官になるのです。

下総知県事の管轄地は、下総国猿島郡・埴生郡・香取郡・千葉郡・印旛郡・相馬郡・葛飾郡から武蔵国葛飾郡に及び、ここにあった旧幕府領と旗本知行所からなっていました。旗本の中には、上高井村を知行していた間部氏のように、勤王証書を新政府に提出して朝臣となり、本領安堵を受けようとしたものもありました。また土岐氏の知行所があった小文間村では、旗本の支配の存続を訴えた願書も作成されています。しかし市域の間部氏や土岐氏を含むすべての旗本の知行所は、下総知県事の管轄するところになりました。

このころ下総・常陸両国では治安が悪化したようで、肥後藩では相次いで藩兵隊を派遣するとともに、下総知県事は管轄下の農民から兵隊を取り立てて農兵隊を編制し、治安の維持に努めます。しかし明治元年(1868)も終わりとなるころには治安も安定してきたようで、肥後藩の藩兵隊も順次撤収していきます。12月17日には、下総知県事は佐々布直武から佐伯藩士の水筑龍に交替しました。



慶応4年2月 勤王証書(故野口多蔵家文書)



「葛飾知県事印」印鑑(吉野利子家文書)
葛飾県役所と書かれていますが、
下総知県事の印章ではないかとも考えられます。



慶応4年9月 兵隊辞令(染野修家文書)



慶応4年12月22日 辰御年貢取立通(根本直治家文書)

葛飾県の成立

明治2年(1869)1月13日、下総知県事の管轄地には県名がつけられ、葛飾県が成立しました。初代の権知事には、2代目下総知県事の水筑龍がなっています。県庁は、流山の加村台にあった駿河国益津郡田中藩本多家の下屋敷跡に置かれました。

水筑は豊後国海部郡佐伯藩毛利家の藩士で、本姓は秋月氏、通称は小相、橋門と号しました。16歳のとき当時高名な儒学者であった広瀬淡窓に学び、後に佐伯藩の藩校四教堂の教官となりました。明治2年12月に権知事を退任しましたが、以後は東京に住み名士と交友しながら悠々自適の生活を送りました。明治13年に、73歳で病没しています。墓は東京都大田区の真光寺にあります。また大分県佐伯市の養賢寺には、明治18年に門弟たちによって建てられた「故葛飾県知事秋月橋門先生碑」があります。水筑は高潔高邁の人物で私利私欲がなく、家庭を大事にしてなごやかな生活を送りました。権知事退任時にも、無一文同然だったと伝えられています。

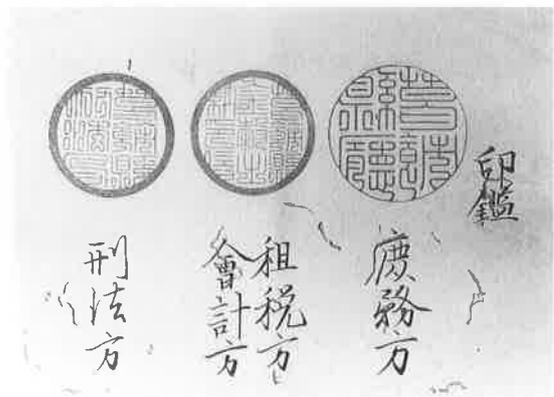
2代目の権知事となったのは、同じ佐伯藩士出身の矢野光儀です。矢野は葛飾県の廃県まで権知事を務めました。その子供が、福沢諭吉門下生で政治家・小説家・ジャーナリストとして活躍した矢野龍溪です。



初代葛飾県権知事水筑龍
(「印旛沼開発事第1部・印旛沼開発事業の展開」下巻より)



故葛飾県知事秋月橋門先生碑
(写真提供 佐伯市役所総務部秘書公聴課)



葛飾県各種印鑑(染野修家文書)



明治2年5月 葛飾県官員録(故野口多蔵家文書)



明治3年 葛飾県役附改控帳
(小幡ちい家文書)



葛飾県政の展開

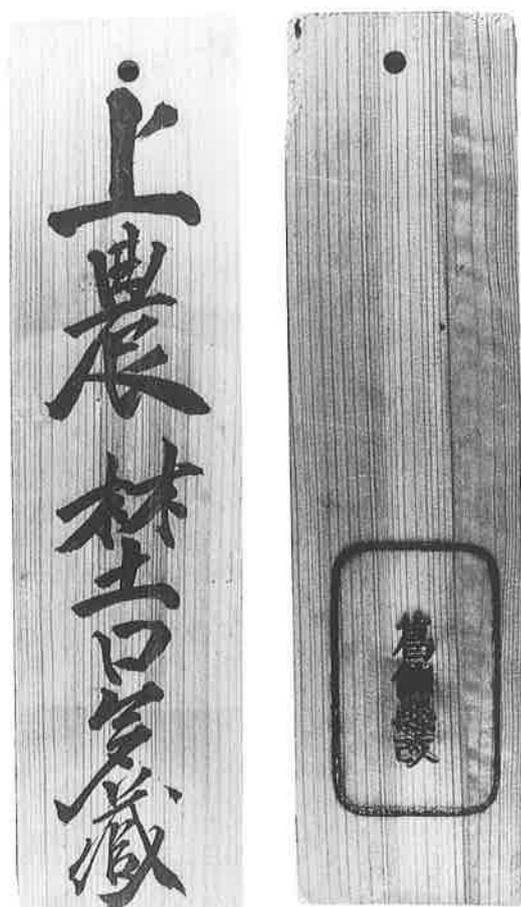
明治2年3月、成立間もない葛飾県は、管轄下の村役人を県庁に召集して、葛飾県の村々だけでの組合村の編成を指示します。組合には親村が置かれ、大総代・小総代・道案内が設けられています。これが6月に入ると親村は布令始村と改称され、新たに集議村が置かれています。12月になると大小総代と道案内が廃され、取締役と下捕亡が任命されています。さらに明治3年10月には、各組合には甲・乙・丙に番号が付けられ、取締役は勸農方と改称されています。明治4年8月には、戸籍編成のための区が設置されますが、葛飾県では組合村がそのまま区になり、甲・乙・丙の番号から全県通しの番号が付けられています。そして戸籍事務を取り扱う戸長と副戸長が、任命されています。このように組合村は、葛飾県が管轄地の行政を進める際に、終始重要な拠り所となったのです。

盗賊の横行による治安の悪化も、重要な課題でした。村々では鉄砲を所持して自衛の手段を講じ、葛飾県でも鉄砲鑑札を交付しています。また侵入した盗賊に、村民が槍などの武器を手にし立ち向かったこともありました。

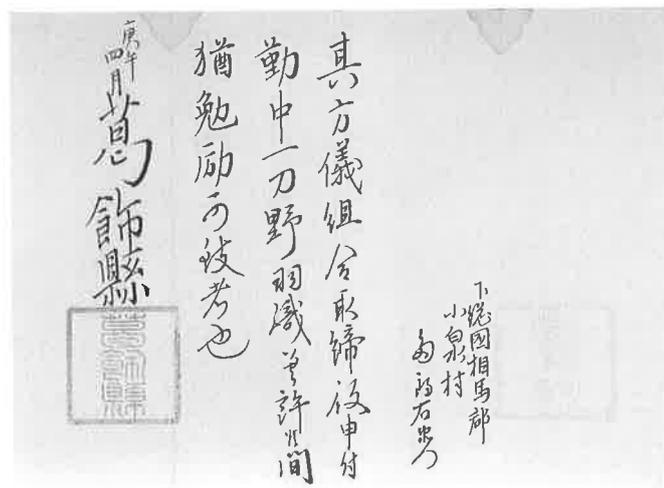
また明治2年12月から、義倉制度が設けられました。これは村内の農民を上農・中農・下農の三つに編成して、上農が抛出した金穀を下農に貸し付けるものでした。明治3年10月には従来からの義倉は区内義倉とされ、新たに管内義倉が設けられました。これは、水害などの災害を受けた地域の村々に対して、災害を受けなかった地域の村々から金穀を出すものでした。自然災害が続き、政治や人心も不安定であった明治初年において、葛飾県の義倉制度は一定度の成果はあげたものと考えられます。



明治2年3月 取締組合議定連印帳(故野口多蔵家文書)



上農札(故野口多蔵家文書)



明治3年4月 取締役辞令(染野修家文書)



葛飾県印鑑 (染野修家文書)



明治2年4月 葛飾県鉄砲鑑札 (木村廉家文書)



葛飾県義倉金穀改印
(明治3年1月 村方上中下身分書上帳 広瀬誠之家文書)



明治4年6月 葛飾県旅行鑑札 (染野修家文書)



従来義倉者土浦藩土置之所也。初の倉は三名あり。四某穀
仕屋穀義倉。後當時其出意。方て管内と救助せ。幸巨
多。今茲村邑管野管轄。及く是と倉の
恒末義倉。号り山意。備。海。て舊制の如。其
規則。別。区。内。義。倉。と。濟。等。多。事。

義倉札 (堀越信通家所蔵)

管内義倉

管内義倉札 (鍋木忠良家所蔵)

区内義倉

区内義倉札 (鍋木忠良家所蔵)

明治三 庚午 十月

管内義倉札裏面 (鍋木忠良家所蔵)

細代村 (谷和原村) は土浦藩領でしたが、明治3年に葛飾県になりました。土浦藩時代からの義倉が、葛飾県の義倉に引き継がれたことが記されています。



明治12年2月 府藩県石高一覧(広瀬誠之家文書)



印旛県取締所印



地租改正の測量風景
(松本義男家所蔵「礼羽誌略」、写真提供 埼玉県立文書館)



千葉県加村取締所印



明治13年2月9日 地券(海老原恒久家文書)

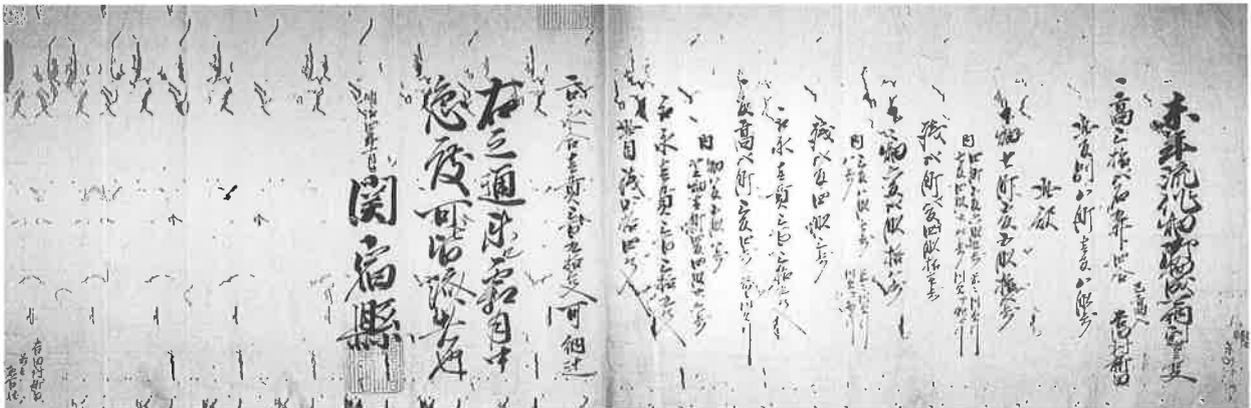
3. 廃藩置県と印旛県の成立

廃藩置県と改置府県

幕末期の取手市域には、寺田村・野々井村・米ノ井村と稲村の一部に田安領がありました。田安家は、慶応4年5月24日に大総督府より藩屏の列に加えられ田安藩が成立しました。しかし明治2年6月の版籍奉還の後、他の藩主はそのまま藩知事に任命されたにもかかわらず、田安家の当主田安慶頼は藩知事に任命されないまま、12月には廃県の申し渡しを受けています。これにより田安藩領であった村々は、葛飾県の管轄となっています。

また夕宿村・吉田村・市之代村・貝塚村と井野村の一部には関宿藩領が、井野村・小文間村の一部には佐倉藩領が、戸頭村・下高井村の一部には高岡藩領がありました。明治4年7月に廃藩置県が行なわれると、これらの藩は県と名称が変わります。葛飾県と合わせて4つの県の管轄地が、取手市内に存在したことになります。全国では、東京・京都・大阪の3つの府と302の県がありました。これらの県の統廃合が、次の課題となってきたのです。

そして明治4年11月、改置府県と呼ばれる大規模な県の統廃合が断行されました。これにより府県の数は、3府72県に整理されました。そして取手市域のすべての村々は、11月13日設置の印旛県の管轄となったのです。印旛県の管轄地は、下総国葛飾郡・猿島郡・結城郡・岡田郡・豊田郡・相馬郡・印旛郡・埴生郡・千葉郡にあり、初代の印旛県令には、前の小菅県知事であった河瀬秀治（豊岡県士族）が就任しました。



明治4年10月 末年流作畑御物成可納割付之事（平本重喜家文書）
差し出しは関宿県となっていますが、捺されている印章は「関宿藩」となっています。



慶応4年 田安御用につき帰国通行状
（海老原祥一家文書）



慶応4年1月23日 田安通行印鑑
（海老原祥一家文書）

明治2年4月22日
社倉穀につき願書
（木村廉家文書）
小文間村の旧幕府領が
佐倉藩領となったのは、
明治元年の10月でした。



印旛県政の展開

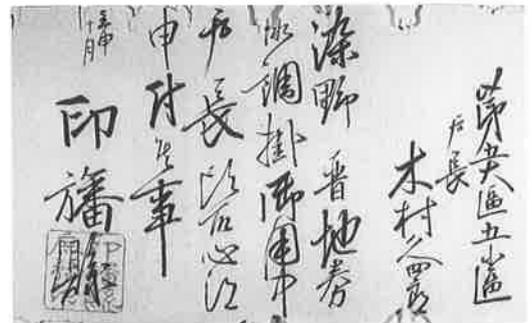
印旛県は、当初県庁を佐倉に置こうとして本行徳(千葉県市川市)の徳願寺を仮庁舎としましたが、結局は流山の旧葛飾県の庁舎を県庁として、廃県まで使用することになります。

印旛県時代の地方行政を担ったのが、大区小区制です。これは先に見た戸籍編成のための区が、次第に地方行政全般を取り扱う制度へとようになってきたものです。印旛県では、まず旧県ごとに仮区画を定めましたが、明治5年2月には郡ごとに大区を設けました。相馬郡は、第6大区となりました。8月には、戸籍区の戸長を戸長頭取と改称しています。ついで9月には、大区小区の改正が行なわれています。相馬郡は、印旛郡の一部とともに第5大区となりました。そして小区には戸長頭取と戸長が、町村には副戸長が置かれました。取手市域の村々では、寺田村・桑原村・台宿村・取手村・大鹿村・井野村・青柳村・長兵衛新田・吉田村・小文間村が第5小区に、野々井村・稲村・米ノ井村・戸頭村・市之代村・貝塚村・上高井村・下高井村が第7小区となっています。

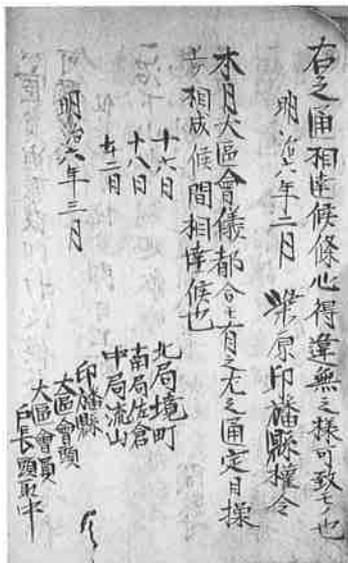
また8月には「集會局仮規則」が定められ、大区集會と小区集會が月に1回開催されることとなりました。大区集會の会頭(議長)には県官となり、戸長頭取が会員(議員)となりました。小区集會では戸長頭取が会頭となり、正副戸長が会員となりました。印旛県の大区小区の集會は、地方議会の始まりとして注目されるものです。



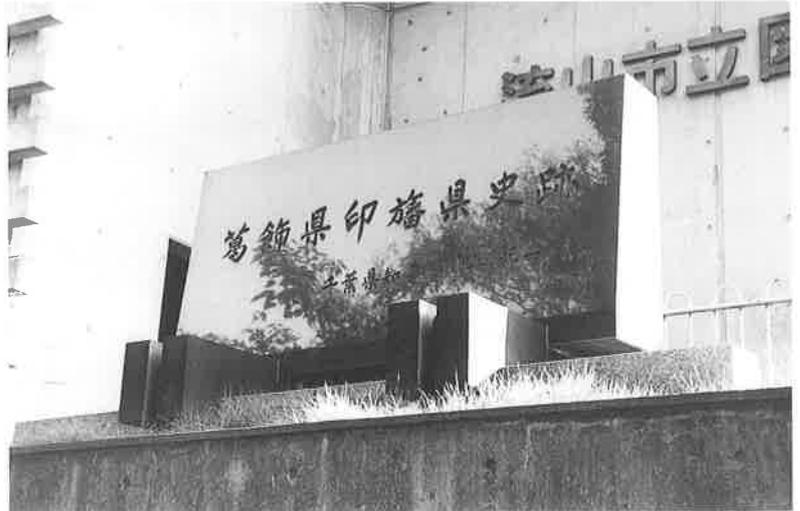
明治5年9月24日 戸長持場など取調につき達(広瀬誠之家文書)



明治5年10月 戸長頭取心得辞令(木村廉家文書)



明治6年3月 大区會議日程線につき達(明治6年1月 御布令留 木村廉家文書)



葛飾県印旛県史跡碑(千葉県流山市)

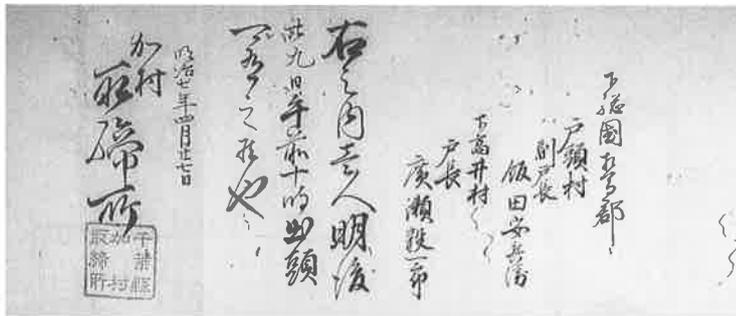
4 千葉県の成立と展開

千葉県の成立と名県令柴原和

明治6年6月15日、印旛県と木更津県が合併して千葉県が誕生します。初代の千葉県権令には、木更津県権令だった柴原和が就任しました。柴原は、明治6年2月から木更津県権令に印旛県の権令を兼ねていましたので、両県の合併はこのころから計画が進んでいたとも考えられます。千葉町の千葉神社の建物を使用して、県庁が開設されました。

両県の合併により、大区小区制にも変更が加えられました。旧印旛県第5大区だった相馬郡と印旛郡の一部は、新たに第14大区となりました。取手市域の村々では、寺田村・桑原村・台宿村・取手村・大鹿村・井野村・青柳村・長兵衛新田・吉田村・小文間村が第5小区に、野々井村・稲村・米ノ井村・戸頭村・市之代村・貝塚村・上高井村・下高井村が第6小区となっています。旧印旛県の戸長頭取が区長となり、さらに明治7年7月には大区には区長と副区長、小区には戸長と副戸長が設けられました。

また明治6年10月には、「千葉県議事則」が制定され、各大区から2名の代議人を選出して議事所が開設されました。現在の民主主義的な議会と同一には比較できませんが、明治維新から数年を経ずしてこれだけの地方議会が開かれ、民意を汲み取る姿勢を見せたことは画期的であり、柴原が名県令として賞賛されるのもうなづけるところです。



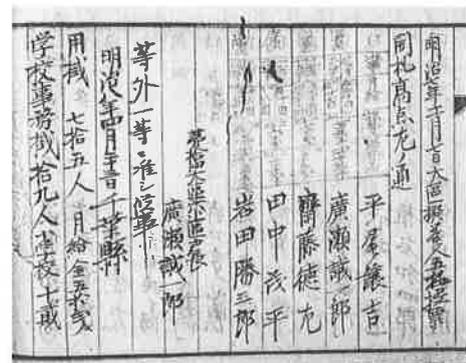
明治7年4月27日 正副戸長出頭通達(広瀬誠之家文書)



明治7年10月24日
第十四大区六小区副戸長辞令
(海老原千義家文書)



千葉県令柴原和
(柴原房子家文書、写真提供 千葉県文書館)

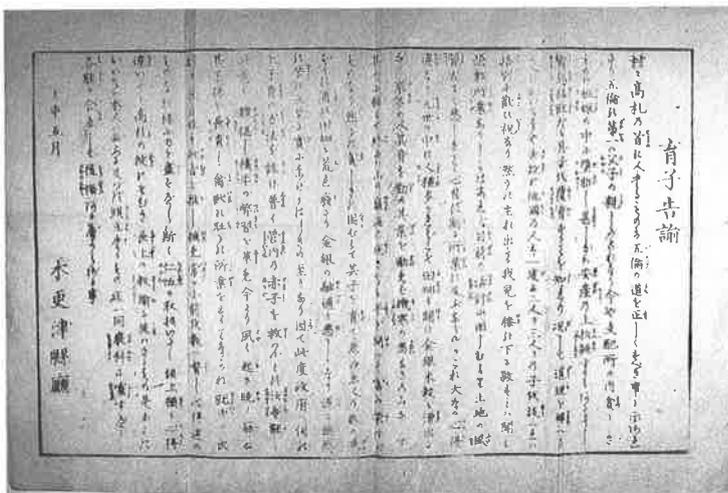


明治7年11月7日 大区選挙人投票高得票者名
(明治7年 官用日誌 広瀬誠之家文書)

千葉県下の取手市域の村々

柴原和の名を、名県令として高らしめたもののひとつに育児政策があります。柴原は、木更津県権令だった明治5年5月、管内の村々に「育子告諭」を発して堕胎・間引き・捨て子などの悪弊を根絶し、貧窮家庭の新生児にたいしては養育費を支給する育児政策を相次いで実施します。柴原が千葉県令（明治6年6月30日に権令から昇格）となってからも、この政策は引き続き推進され、千葉県の出生率は著しく上昇したとされています。後に柴原は、明治10年2月に執筆した『県治実践録』の中で、従来の悪弊がほとんど一掃されたことを誇らしげに述べています。

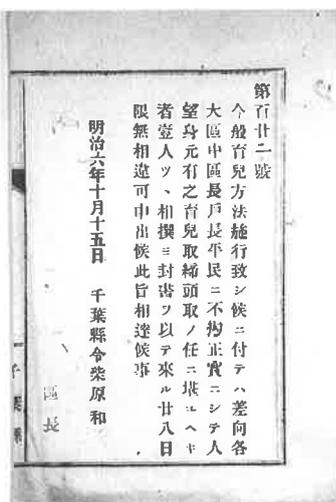
明治7年11月、市之代村で道路工事の際に破損した甕が発掘され、中から甲冑を身にまとった粘土の像が発見されました。その容貌は奇異で、表情は笑っているようにも怨んでいるようにも見えたそうです。市之代村では、この像の発見を県に届け出ました。像は千葉県庁に運ばれ検査を受けましたが、12月には村に戻されました。12月15日、市之代村掛掛の平沢勝治は、この像を見たい人がたくさんいるので公開しても良いかを千葉県に伺い、許可を得ています。この像は取手ゆかりの平将門のものだとされ、後に埋め戻されました。昭和12年（1937）10月には、「将門土偶之墓」の石碑が、地元の人々によって建てられています。この「将門土偶」とは、市之代古墳群の武人埴輪ではないかと思われます。



明治5年5月 育子告諭(故野口多蔵家文書) 柴原和が木更津県権令だった時に、出したものです。



明治7年4月 育児掛入費帳 (故野口多蔵家文書)



明治6年10月15日 育児取締頭取選出につき達 (梁野修家文書)



将門土偶之墓(市之代)

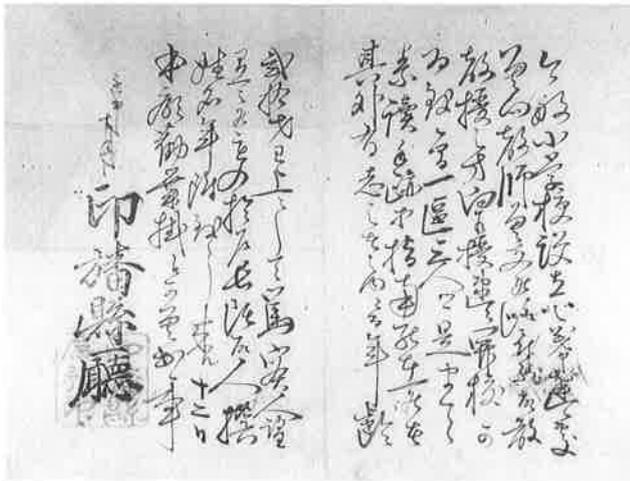
5. 維新の三大改革

学制

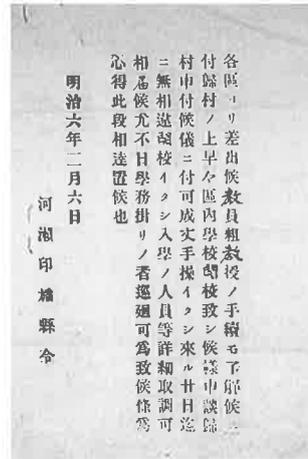
明治新政府が、近代国家建設のために行なった諸政策のうち、特に重要なものを「維新の三大改革」といいます。三大改革とは、学制・徴兵令・地租改正です。そしてこの政策が実施されたのが、ちょうど印旛県から千葉県、そして茨城県の時代にあたります。

明治5年8月2日、「学制」が頒布され、ここに近代的教育制度の第一歩がしるされます。「学制」によれば、全国を8の大学区に分け、各大学区に大学を1校設置し、大学区はさらに32の中学区に分け、各中学区に中学校を1校設置し、中学区はさらに210の小学区に分け、各小学区に小学校を1校設置することになりました。すなわちこの計画とおりに進めば、全国に大学が8校、中学校が256校、小学校が53,760校できるという、まさに「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん」ための壮大な計画でした。

印旛県では、「学制」をうけて村々での小学校開校の準備が始まります。明治6年3月には西照寺（現市民センターの場所）を仮校舎にした里仁小学校が、4月には西光寺に小文間小学校が、千葉県となった翌7年1月には永蔵寺に戸頭小学校が開校していますが、この頃の小学校の沿革については、まだまだわからないことがたくさんあります。



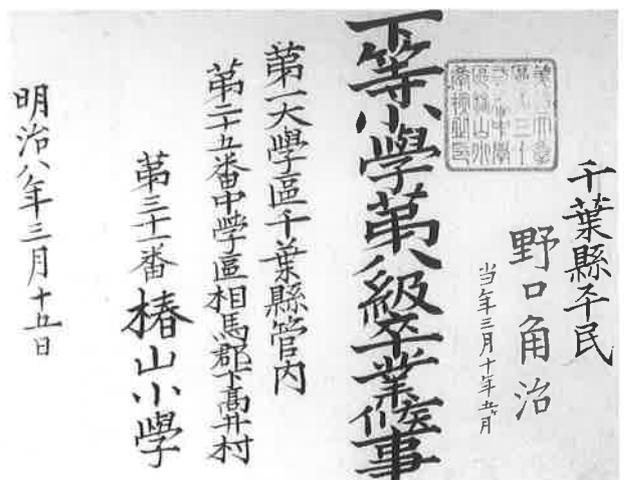
明治5年10月 教師人選につき達（広瀬誠之家文書）



明治6年2月6日 区内学校開校につき達（広瀬誠之家文書）



明治7年8月 小学読本（取手市教育委員会所蔵）



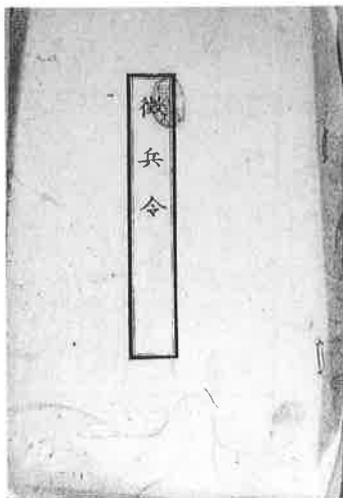
明治8年3月15日 椿山小学校卒業証書（野口恒雄家文書）

徴兵令と地租改正

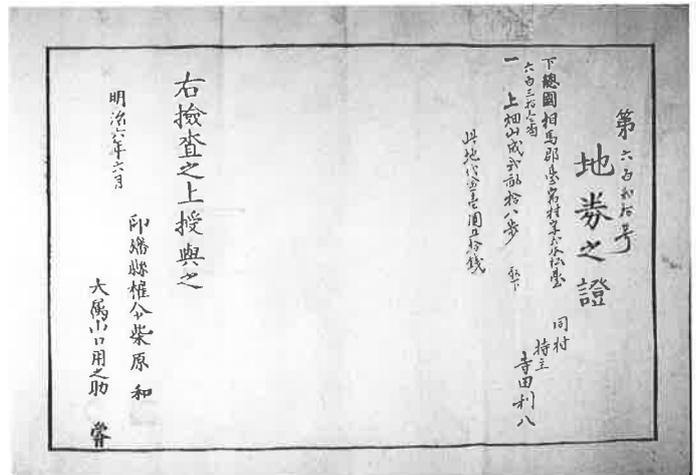
明治5年11月28日、「徴兵詔書」と「徴兵告諭」が布告され、翌6年1月10日には「徴兵令」が布告されました。ここに満20歳に達した男子をすべて兵籍に編入する国民皆兵の制度が、一応の確立を見たのです。明治6年の最初の徴兵検査で、印旛県では295人が徴兵されました。

また明治政府にとって、財政基盤の確立は急務でした。江戸時代の年貢のように不安定で不公平・不統一な税制を克服して、全国統一の税制の実施がせまられました。こうして、地租改正が行なわれます。これは課税の基準を地価におき、地価の3パーセントを地租として土地の所有者から徴収するものでした。そのため土地の測量、土地所有者の確定、地価の決定などが、必要となったわけです。明治6年7月28日、天皇が地租改正の意義を述べた上諭、布告、地租改正条例、地租改正施行規則、地方官心得が出されます。千葉県では、10月に「地租改正二付人民心得書」が出され、柴原県令のもと積極的に事業の進展がはかられます。

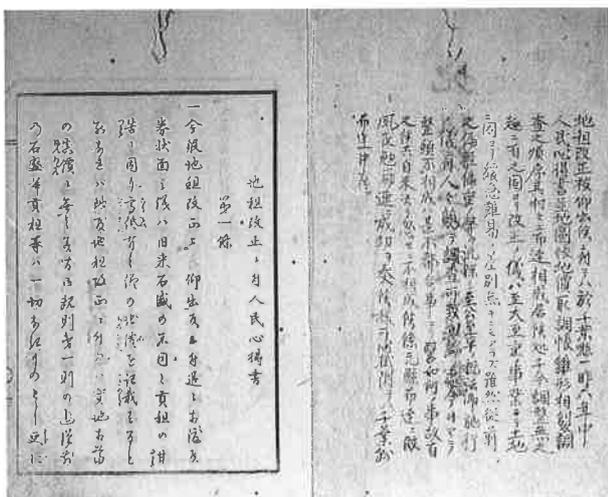
明治8年5月7日、利根川が茨城県と千葉県の県境となり、取手市域の村々は茨城県となります。地租改正事業が一応終了するのは、茨城県となってからの明治11年ころでした。



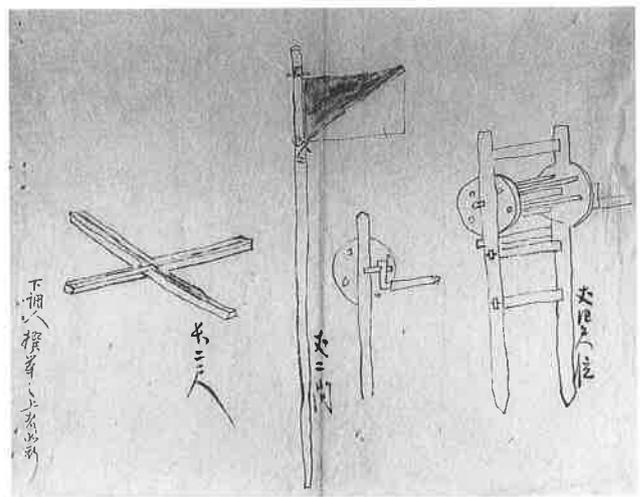
明治5年 徴兵令(故野口多蔵家文書)



明治6年6月 地券之証(田中亮家文書) 土地の私有が認められると、明治5年から6年にかけて壬申地券と呼ばれる地券が交付されます。壬申地券が残っているものは少なく、これは貴重な史料です。



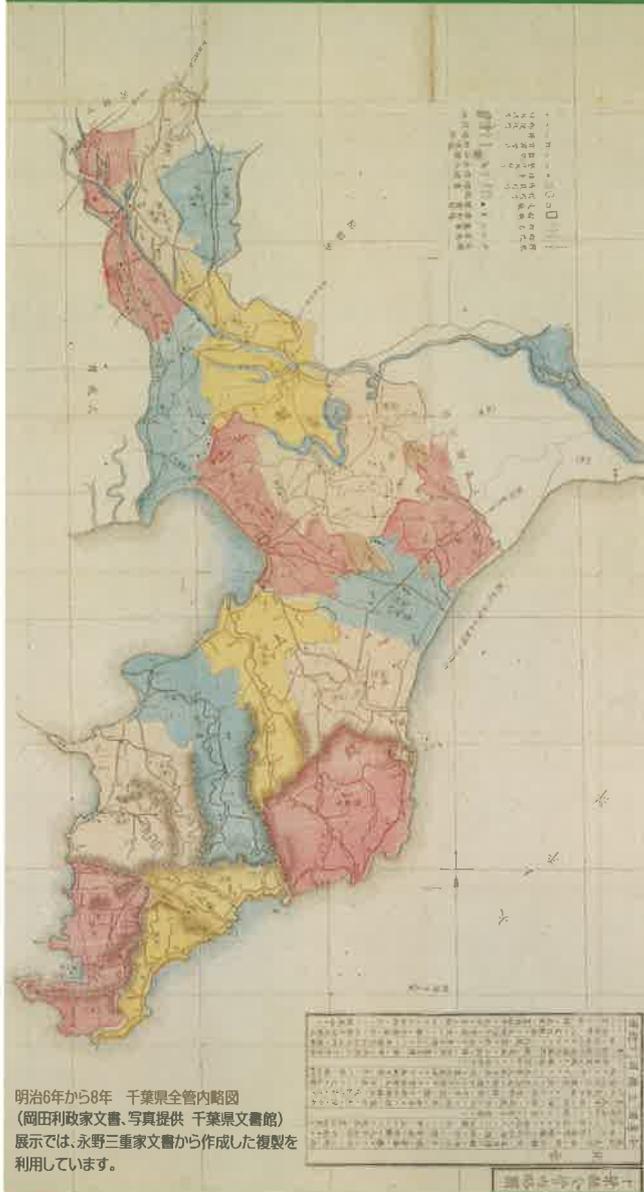
明治6年10月 地租改正人民心得書(故野口多蔵家文書)



(明治8年) 地租改正土地測量諸道具の図(野口恒雄家文書)

主な参考文献

『取手市史』通史編Ⅱ・Ⅲ、近世史料編Ⅲ・近現代史料編Ⅰ
内務省図書局『地方沿革略譜』
太政官臨時修史局『復古記』
千田稔・松尾正人『明治維新研究序説』
高橋実『幕末維新期の政治社会構造』
瀬谷義彦『茨城県成立史』
山形紘『新撰組流山始末』、『東葛戊辰録』
三浦茂一・高林直樹・長妻廣至・山村一成『千葉県の百年』
石井進・宇野俊一『千葉県の歴史』
佐々木寛司『茨城の明治維新』
三浦茂一『明治維新时期における直轄県の形成』（『東国の社会と文化』）『房総戊辰戦争研究ノート』（『近世の町と村』）
飯島章『明治維新时期直轄県の成立と展開』（『千葉史学』16号）、『明治維新时期直轄県における救恤政策』（『埼玉地方史』29号）、『戊辰期下総国の支配体制について』（『近世房総の社会と文化』）、『印章の使用事例からみた葛飾県政の展開』（『千葉県の文書館』5号）



明治6年から8年 千葉県全管内略図
(岡田利政家文書、写真提供 千葉県文書館)
展示では、永野三重家文書から作成した複製を利用しています。

取手市埋蔵文化財センター第6回企画展

葛飾・印旛・千葉県時代の取手

平成14年2月26日～4月26日

編集/発行 取手市埋蔵文化財センター
制作/印刷 有限会社石山宣伝研究所